

# 社会保険労務士法人 OCHI OFFICE 事務所便り

## 2019年7月号

- 最新・行政の動き
- 調査
- ニュース
- 今月の実務チェックポイント
- 実務に役立つQ&A

### ◆最新・行政の動き

高齢者法では「65歳まで希望者全員継続雇用（経過措置付き）」を定めていますが、来年通常国会には、次のステップとして「70歳まで雇用の確保」に向けた法案を上程する方向で調整が進められています。

政府は未来投資会議を開催し、高齢者の就業機会確保に関する対策案を示しました。企業に対しては、7種類の取組の中から採用項目を決定する努力義務を課す方針です。

選択肢としては、①定年廃止、②定年延長、③継続雇用制度、④他の企業への再就職、⑤フリーランス契約への資金提供、⑥個人の起業支援、⑦社会貢献活動参加への資金提供が挙げられています。自社雇用に限定せず、高齢者の意向も踏まえた幅広い「就業機会の確保」を目指します。

高齢者の就労意欲に応えるとともに、人手不足の緩和も図るのが目的です。厚生労働大臣は、必要がある場合に、計画を策定するよう事業主に求めるとともに、計画の履行を促すとしています。

#### <連絡先>

社会保険労務士法人 OCHI OFFICE

足利オフィス：栃木県足利市葉鹿町 1-28-32

電話：0284-64-1522 FAX：0284-64-0245

太田オフィス：群馬県太田市東別所町 88-6

電話：0276-57-6623 FAX：0276-57-6624



OCHIOFFICE 検索

越智法務行政書士事務所 検索



## ◆ ニュース

### 賃金の時効を延長へ 厚労省検討会で議論

厚生労働省設置の検討会では、平成 29 年 12 月から、賃金等の消滅時効等に関する議論を行ってきましたが、現行 2 年から 5 年に延長する案が有力視されています。

近々に提言をまとめる予定で、その後、労働政策審議会の論議を経て法改正につなげる方針です。

平成 26 年 6 月公布の改正民法（令和 2 年 4 月施行）では、一般債権について①権利を行使することができることを知ったとき（主観的起算点）から 5 年間行使しないとき、②権利を行使することができるとき（客観的起算点）から 10 年間行使しないときに、時効消滅すると規定しています。

これに対し、現行労基法では、賃金（退職手当除く）等の請求権について 2 年の時効を定めていて、改正民法に対応した見直しが求められていました。

検討会の議論では、改正民法（主観的起算点）と同一としないという特別な理由は提示されず、仮に消滅時効が延長されれば、賃金台帳の記録保存期間（3 年）への影響等も考えられます。他方、年休請求権は、権利阻害のおそれがあるため、現行 2 年を維持する見通しです。

## ◆ 実務に役立つ Q & A

### 養育期間の申したい 短時間勤務後も制度を失念

Q

女性従業員が、産休から復帰後、短時間勤務を選択しました。会社の説明が不十分だったこともあり、3 歳未満の子を養育する被保険者を対象とする「養育期間特例」の申出をしていませんでした。「今からさかのぼって」申出できるのでしょうか。

A

養育期間特例（厚年法 26 条）とは、子が 3 歳までの間、勤務時間短縮等の影響で標準報酬月額が低下した場合、子供が生まれる前の標準報酬月額に基づき年金額を計算する仕組みです。実際より高いみなし標準報酬月額を用いるので、年金計算上有利となります。

申出ができるのは、法律の条文上、「3 歳に満たない子を養育し、または養育していた被保険者または被保険者であった者」となっています。

たとえば、育児休業期間中の保険料免除については、申出は「休業中に行わなければならない」とされています（年金機構 HP）。

しかし、養育期間特例は養育期間終了後や、被保険者資格喪失後も可能です。ただし、その効果は「申出が行われた月の前月までの 2 年間」に限られる点には注意が必要で、早めの手続きを心がけるべきでしょう。





## ◆ 調査

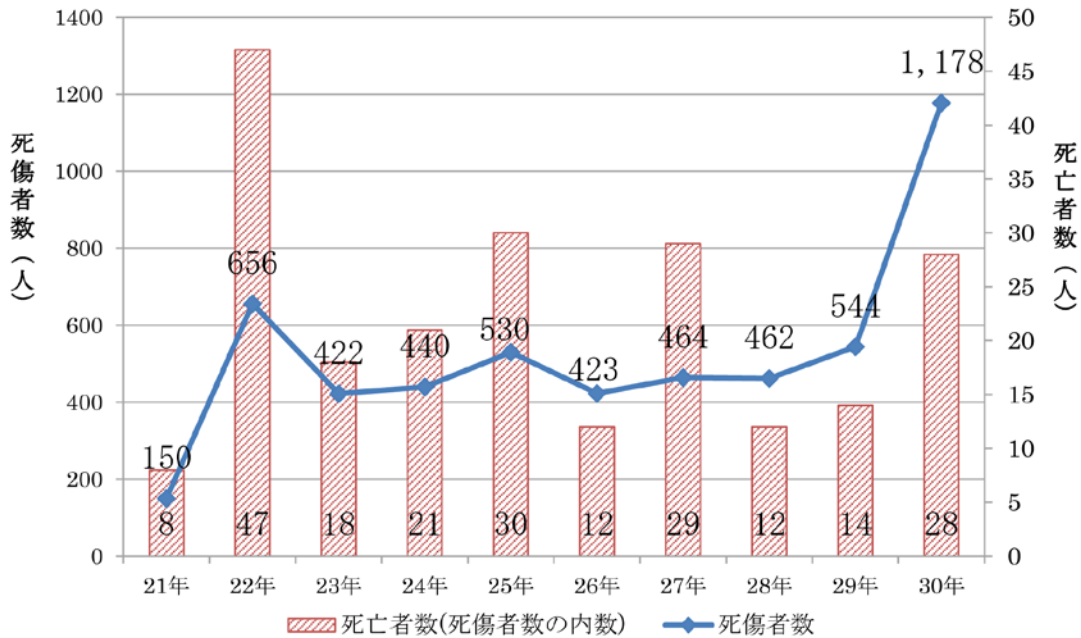
### 厚労省「平成30年職場における熱中症による死傷災害の発生状況」

平成30年は記憶に残る猛暑の年でしたが、業務中に発生した熱中症のデータにもその影響が表れています。

休業4日以上の上業務上疾病者の数は1178人で、例年の2倍を超える水準でした。死亡者数も28人で、過去10年の平均を上回っています。

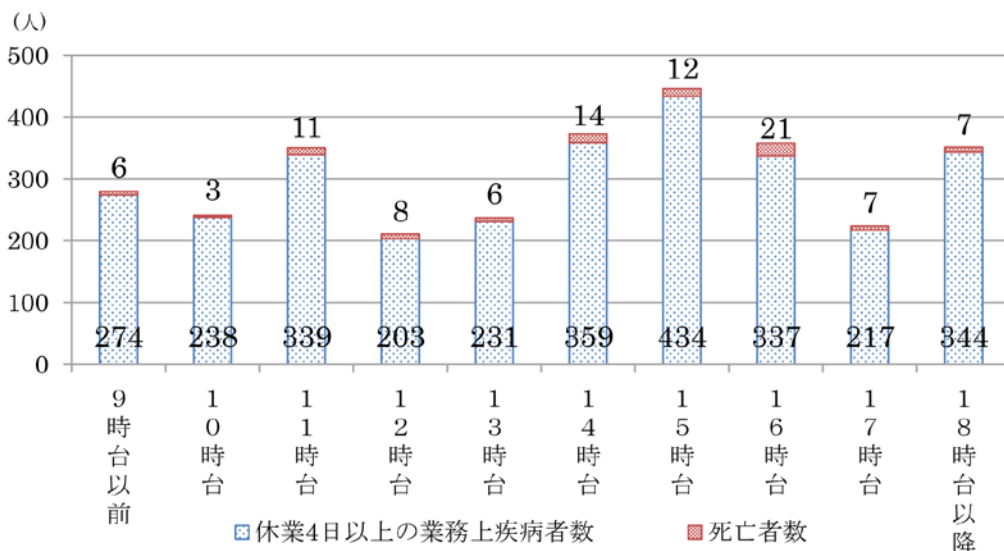
厚労省は「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を実施していますが（7月は重点取組期間）、WBGT（暑さ指数）が基準値を大きく超える場合の作業短縮や、水分・塩分摂取の徹底が課題となります。

図表1 職場における熱中症による死傷者数の推移



熱中症が一番多く発生するのは、暑さがピークに達する午後3時台ですが、作業終了後に帰宅してから体調が悪化して病院へ搬送されるパターン（午後6時台以降）も少なくない点には留意が必要です。

図表2 熱中症による死傷者数の時間帯別の状況（平成26～30年計）



## ◆ 今月の実務チェックポイント

### 労働保険年度更新について

#### ○手続き

保険年度（毎年4月1日～翌年3月31日まで）ごとに概算で保険料を納付し（徴収法第15条）、保険年度末に賃金総額が確定したあとに精算する（徴収法第19条）という方法をとっています。

毎年6月1日～7月10日までの間に申告・納付します。

<イメージ例>

A年度 4/1～3/31		B年 6/1～7/10 に清算 ※A年度概算保険料は見込額で前年度に支払済み 申告・納付額 50万円 (B年度の概算 100万円 - 過払分 50万円を充当)		
概算保険料 150万円	確定保険料 100万円 過払分 = 50万円 (150万 - 100万)			
		B年度 4/1～3/31		C年 6/1～7/10 に清算 申告・納付額 120万円 (C年度の概算 110万円 + 不足 10万円)
		概算保険料 100万円	確定保険料 110万円 不足 = 10万円	
		C年度 4/1～3/31		
		概算保険料 110万円	確定保険料 130万円	

#### ○申告書について

労働保険番号、事業の所在地・名称、保険料率等が書かれたものが、都道府県労働局から各事業主あてに送付されます。

#### ○概算保険料の見込額について

予定される賃金総額の見込み額をもとに、保険料率により計算しますが、労災保険・雇用保険分の賃金総額の見込み額は、前年度と比較して2分の1以上2倍以下の場合は、前年度の確定賃金総額と同額を概算の賃金総額見込額とします。

#### ○労働保険料等

労働保険概算・確定保険料／石綿健康被害救済法一般拠出金を納付します。

#### ○石綿健康被害救済法

石綿（アスベスト）健康被害救済法一般拠出金は、賃金総額に一般拠出金率（1000分の0.02）を乗じた額です。

平成19年4月1日から石綿健康被害救済のために一般拠出金の申告・納付が必要となりました。

平成26年4月1日から、一般拠出金率が1000分の0.05から1000分の0.02に引き下げられました。

全ての労災保険適用事業場の事業主が負担しますが、特別加入者や雇用保険のみの適用事業主については、この石綿健康被害救済法一般拠出金は、申告・納付の対象外です。